

医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会開催要綱

平成21年2月13日

1 趣旨

改正薬事法に基づく新しい薬事法の全面施行を本年6月1日に控え、新制度の下、国民が医薬品を適切に選択し、かつ適正に使用することができる環境づくりのために国民的議論を行うことを目的として、大臣の指示の下、検討会を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策
- (2) インターネット等を通じた医薬品販売の在り方
- (3) その他

3 構成員等

- (1) 検討会は、医薬品販売に関する有識者、都道府県の関係者、インターネット等通信販売事業者及び一般用医薬品に関わる団体の代表で構成する。
- (2) 構成員のうち1人を座長とし、議長として議事を整理する。

4 運営

検討会の議事は公開するとともに、議事録を作成し、公表する。

5 その他

検討会の庶務は、医薬食品局総務課において処理する。